

平成28年4月1日

株式会社ナクアホテル&リゾートマネジメント

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

株式会社ナクアホテル&リゾートマネジメントは、輸送の安全確保のため、安全最優先・法令遵守・継続的改善を推進し、全社員が一丸となって安全で快適な輸送の実現に取り組んでまいります。

《安全方針》

◇安全最優先（安全第一）

◇法令及び規則の遵守

株式会社ナクアホテル&リゾートマネジメント

代表取締役社長 齋藤 勇一

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表者は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及びこれに基づく改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 全社員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守致します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有

致します。

- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施致します。

3. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

		物損事故	衝突事故	人身事故	合計
平成 27 年 1 月～12 月	目 標	0	0	0	0
	実 績	8	0	0	8
平成 28 年 1 月～12 月	目 標	0	0	0	0

(物損事故 8 件には無責事故 3 件を含む)

4. 自動車事故報告規則第 2 条に規定するバス事故に関する統計

		物損事故	衝突事故	人身事故	車両故障
平成 27 年 1 月～12 月	実 績	0	0	0	0
	目 標	0	0	0	0

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 経営トップ及び安全統括管理者による安全総点検

- ・経営トップ及び安全統括管理者は随時営業所へ赴き、現場の運行管理状況等の総点検及び点呼立会並びに会社の安全に関する基本的な方針、重点施策について訓示を行ない、社内周知に勤しむことで絶えず輸送の安全確保に努めます。

(2) 全車両へのドライブレコーダーの設置

- ・前方画像の記録に加え、車内向けカメラで運転者の行動を記録し、記録された映像により運転者の運転行動を把握し、安全運転に対する意識の向上と事故防止の啓蒙に役立てます

(3) 定例安全対策会議の実施

- ・輸送の安全確保に関し、安全統括管理者、本社バス事業担当管理職、各営業所長及び統括運行管理者による安全対策会議を定期的に開催し、現場での運行管理に関する問題点、改善要望等を取りまとめた上で協議を行い、P D C A サイクルに則って不断に安全管理の改善に努めます。

(4) 事故防止啓蒙活動

- ・4 月、7 月、9 月に行なわれる全国交通安全運動及び年末年始の輸送安全総点検による事故防止運動に際し対象期間における事故防止運動を実施し、無事故に対す

る全社的な意識の高揚に努めます。

(5) ヒヤリハット情報の収集と共有

- ・随時、全運転者よりヒヤリハット情報を収集し、分類化して全営業所に掲示、及び事故防止教育に使用し、情報の共有化に努めます。

6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制、その他の組織体制

資料1及び資料2の通りとなります。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、計画

(1) 運転者

- ①全運転者対象の年間教育計画に則った事故防止教育
- ②新入運転者入社時教育（座学・走行訓練）
- ③自動車事故対策機構による運転者適正診断及び初任者適正診断結果に伴う個別指導
- ④SAS(無呼吸症候群)スクリーニング検査の実施
- ⑤ドライブレコーダーの記録を用いた個別指導

(2) 運行管理者・整備管理者・同補助者

- ①自動車事故対策機構による運行管理者基礎講習及び一般講習の受講
- ②安全統括管理者、統括運行管理者等による、運行管理者、整備管理者等に対する教育の実施
- ③国土交通省による整備管理者講習及び整備管理者選任前研修の受講
- ④国土交通省、自動車事故対策機構、バス協会主催の各安全講習会の受講

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果と、それに基づき講じた措置及び講じようとする措置

平成27年11月、12月において安全統括管理者及び内部監査員により、全事業所における「輸送の安全に関する内部監査」を実施した結果、各事業所共に関係法令、規則遵守及び運輸安全マネジメントの主旨を十分理解し、弊社の掲げる安全方針を究極の目標として輸送の安全に取り組んでおり、安全管理体制は概ね機能していることを確認致しました。

尚、平成28年度につきましては平成28年5月、11月の年2回実施予定となっております。

9. 安全管理規程

資料3の通りとなります。

10. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 バス・トラベル事業部長 高橋 政由

※輸送の安全に係る行政処分について

(1) 当該処分の内容

①営業所：ナクア水上営業所

処分日：平成26年8月12日

違反行為の概要：点呼の記録事項義務違反（運輸規則第24条第4項）

運転者に対する指導監督義務違反（（運輸規則第38条第1項）

行政処分の内容：文書警告

②営業所：ナクア小豆島営業所

処分日：平成26年9月24日

違反行為の概要：運行管理者の研修受講義務違反（運輸規則第48条の4第1項）

行政処分の内容：輸送施設の使用停止10日車

(2) 当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容

①・指摘を受けた点呼方法に関する改善を即日実施し、対面点呼の確実な実施と記録の徹底するよう改めました。

・運転者に対する「指導教育台帳」を整備し、教育指導の実施内容を確実に記録するとともに、運転者への指導教育の年間計画も作成し計画的な教育を実施することと致しました。

②・当該運行管理者の一般講習を平成26年9月26日に受講致しました。また、受講漏れのなきよう講習受講状況一覧表を作成し、確認体制を整備致しました。

以上